

熊本県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する図書

(建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に添えるべき図書)

第2条 省令第1条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書の写しとする。

- (1) 法第34条第3項に規定する他の建築物について法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をする場合 法第35条第1項の規定による認定（法第36条第1項の規定による計画の変更認定を含む。）の通知書及び建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することに必要な図書
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条又は第4条の規定の適用を受ける場合 当該建築物の部分が平成28年4月1日に現に存することを証する図書

2 前項第1号の図書を添付されることにより、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな場合は、省令第1条第3項の規定により同条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書の添付を要しない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の証明に関する図書)

第3条 建築主は、省令第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を知事に求める場合は、性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）の正本及び副本に省令第2条第1項に規定する図書を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請に係る変更が軽微な変更該当していると認めるときは、性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に交付するものとする。

3 知事は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、軽微な変更該当しない旨の通知書（様式第3号）に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

4 知事は、申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうか決定できないときは、その旨を書面（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請の取下げ)

第4条 前条第1項の申請者が、その申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(特定建築行為の完了検査申請に係る添付図書)

第5条 建築主は、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知をする際に、当該申請に係る計画が法第11条第1項の規定に基づ

く特定建築行為に該当する場合は、建築基準法施行規則第4条の規定に基づく検査の申請書に、以下の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 省エネ基準工事監理報告書（様式第6号）（工事監理者の氏名の記載のあるものに限る。）

(2) 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に省令第3条の規定による軽微な変更があった場合は、軽微な変更説明書（様式第7号）

2 前項第2号の軽微な変更説明書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付するものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更の場合 設計内容説明書A（様式第7号別紙）及び変更内容を説明するための図書

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更の場合 設計内容説明書B（様式第7号別紙）及び変更内容を説明するための図書

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更の場合 省令第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面及びその申請に要した図書の各写し

第3章 建築物の建築に関する届出等に関する図書

（届出等に添えるべき図書等）

第6条 省令第12条第1項（省令第14条第1項並びに省令附則第2条第1項及び第4項の規定により準用する場合を含む。）及び省令第13条の2第3項（省令附則第2条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書の写しとする。

(1) 建築物の全部又は一部について、次に掲げる評価書等の交付を受けている場合 当該評価書等の写し

ア 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定書、第33条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書又は同法第58条第1項の規定による特別評価方法認定書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4以上であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4以上であるものに限る。）

イ 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価で、外皮基準（基準省令第1条第1項第2号イに規定する基準をいう。）又は一次エネルギー消費量基準（同項第1号又は同項第2号ロに規定する基準をいう。）いずれかのみ適合する建築物である旨の評価書

(2) 法附則第3条第2項の規定による届出をする場合 当該建築物の部分が平成29年4月1日に現に存することを証する図書

(3) 基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用を受ける場合 当該建築物の部分が平成28年4月1日に現に存することを証する図書

2 前項第1号に掲げる図書が添付されることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合する

ことが明らかな場合は、省令第12条第4項（省令第13条の2第6項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、当該図書に記載された当該評価の結果に係る各種計算書の添付を要しない。

（届出等に係る計画の取りやめ）

第7条 建築主は、法第19条第1項若しくは法附則第3条第2項の規定により届け出た計画又は法第20条第2項若しくは法附則第3条第7項の規定により通知した計画に係る行為を取りやめようとするときは、取止届（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（指示、命令及び協議）

第8条 知事は、特定建築物に係る次の各号に掲げる指示、命令又は協議（以下「指示等」という。）をするとき、それぞれ当該各号に定める書類を提示してこれを行うものとする。

- (1) 法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示 省エネ措置の届出等に係る指示書（様式第9号）
- (2) 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令 省エネ措置の届出等に係る命令書（様式第10号）
- (3) 法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第8項の規定による協議 省エネ措置の届出等に係る協議書（様式第11号）

（指示等に係る措置の報告）

第9条 前条各号に掲げる指示等を受けた者は、当該指示等に対して行うこととする措置の内容について報告しようとするときは、省エネ措置の届出等に係る報告書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

第4章 雑則

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
【適合判定通知書番号】 第 年 月 日 号
【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書交付者】
- 2 軽微な変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第2号（第3条第2項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
性能確保計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

熊本県知事 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更
に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 建築物又はその部分の概要
4. 変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の規定による
軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当しないものであると認めましたので、通知します。

記

1. 申請年月日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の規定による
軽微な変更該当するかどうかを決定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当するかどうかを決定できないので、通知します。

記

1. 申請年月日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

取下届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微変更該当
証明書交付申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1. 申請年月日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 取下げ理由
4. 建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の番号、交付日及び交付者
番号： 第 号
交付日： 年 月 日
交付者：

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

（注意）

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。様式第1号（第2条関係）

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）

年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法 (書類)	確認結果
1. 外皮	①断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
	②窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、庇の設置状況を含む)		A・B・C ()	適・不適
2. 空気調和 設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
	②全熱交換機器の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
	③全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ()	適・不適
	④予備熱が良き取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ()	適・不適
	⑤2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ()	適・不適
	⑥空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ()	適・不適
3. 換気設備	①換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
	②送風量制御の設置状況		A・B・C ()	適・不適
4. 照明設備	①照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ()	適・不適
	②各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ()	適・不適

項目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法 (書類)	確認結果
5. 給湯設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
	③節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ()	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	①外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	②窓の仕様、設置状況 （ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C（ ）	適・不適
2. 空気調和 設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	②冷暖同時供給の有無		A・B・C（ ）	適・不適
	③熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	④蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑤2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、 設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑥2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑦2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑧空調機の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑨空調機ファンの変风量制御の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑩予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑪外気冷房制御の有無		A・B・C（ ）	適・不適
	⑫全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	⑬全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
3. 換気設備	①換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	②換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
4. 照明設備	①照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C（ ）	適・不適
	②各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C（ ）	適・不適
5. 給湯設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	③節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	④太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
7. 太陽光発電設備	①太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
	②パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C（ ）	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

軽微な変更説明書

（第一面）

年 月 日

建築主事 様

建築主氏名

下記の申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

記

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。	
2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には設計内容説明書Aに、Bにチェックした場合は設計内容説明書Bに必要事項を記入したうえで、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

変更内容説明書B

[B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前のBEI = () ≤ ()
・変更となる設備の概要
<input type="checkbox"/> 空気調和設備 変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 機械換気設備 変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄
<input type="checkbox"/> 太陽光発電 変更内容記入欄
・添付図書等
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、変更内容説明書B 別紙に必要事項を記入したうえで、変更内容を示す図書を添付してください。

[機械換気設備関係]

<p>評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。</p>
<p>（１）送風機の電動機出力について10%を超えない増加</p>
<p>室用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>（２）計算対象床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）</p>
<p>室用途（ 駐車場 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ 厨 房 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>

[照明設備関係]

<p>評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。</p>
<p>（１）単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加</p>
<p>室用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>

（変更内容説明書B 別紙）

【給湯設備関係】

<p>評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（1）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。</p>
<p>（1）給湯機器の平均効率について10%を超えない低下</p>
<p>湯の使用用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%</p>
<p>湯の使用用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%</p>
<p>湯の使用用途（ ） 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ）%</p>

【太陽光発電関係】

<p>下表掲げる（1）、（2）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。</p>
<p>（1）太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少</p>
<p>変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値（ ） 変更後 システム容量の合計値（ ） 変更前・変更後のシステム容量減少率（ ）%</p>
<p>（2）パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更</p>
<p>パネル番号（ ） パネル方位角 <input type="checkbox"/>30度を超えない変更（ ）度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/>10度を超えない変更（ ）度変更</p>
<p>パネル番号（ ） パネル方位角 <input type="checkbox"/>30度を超えない変更（ ）度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/>10度を超えない変更（ ）度変更</p>

取止届

年 月 日

熊本県知事 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項若しくは同法附則第3条第2項の規定による届出又は同法第20条第2項若しくは同法附則第3条第7項による通知に係る計画を取りやめるので、熊本県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要項第7条の規定により届け出ます。

記

- 取りやめる計画の届出又は通知の別
 法第19条第1項の規定による届出 法第20条第2項の規定による通知
 法附則第3条第2項の規定による届出 法附則第3条第7条の規定による通知
- 取りやめる計画の届出又は通知年月日
年 月 日
- 取りやめる計画の届出書又は通知書の受付番号
第 号
- 建築物の敷地の地名地番
- 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

（注意）

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第9号（第8条第1号関係）

省エネ措置の届出等に係る指示書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の届出等に係る計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

第16条第1項
第19条第2項
附則第3条第3項

の規定により指示します。

つきましては、下記5の期限までに省エネ措置の届出に係る報告書（様式第12号）により報告してください。

記

1. 届出等年月日
2. 建築物の名称
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 指示の内容
5. 報告の期限 年 月 日

省エネ措置の届出に係る命令書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の届出等に係る計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
第16条第2項
第19条第3項
附則第3条第4項
の規定により措置をとるべきことを命じます。

つきましては、下記5の期限までに省エネ措置の届出に係る報告書（様式第12号）により報告してください。

記

1. 届出等年月日
2. 建築物の名称
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 命ずる措置の内容
5. 報告の期限 年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

省エネ措置の届出に係る協議書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の通知に係る計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
第 16 条第 3 項
第 20 条第 3 項
附則第 3 条第 8 項
の規定により協議します。

つきましては、下記 5 の期限までに省エネ措置の届出に係る報告書（様式第 12 号）により報告してください。

記

1. 通知年月日
2. 建築物の名称
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 協議の内容
5. 報告の期限 年 月 日

省エネ措置の届出等に係る報告書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 { 第 16 条第 1 項の規定に基づく指示
第 19 条第 2 項の規定に基づく指示
附則第 3 条第 3 項の規定に基づく指示
第 16 条第 2 項の規定に基づく命令
第 19 条第 3 項の規定に基づく命令
附則第 3 条第 4 項の規定に基づく命令
第 16 条第 3 項の規定に基づく協議
第 20 条第 3 項の規定に基づく協議
附則第 3 条第 8 項の規定に基づく協議 }

に対し、措置の内容について記のとおり報告します。

記

1. { 指示書
命令書
協議書 } の日付及び番号 年 月 日 第 号
2. 届出年月日 年 月 日
3. 建築物の名称
4. 建築物の敷地の地名地番
5. 措置の内容

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。